

スポーツ補償のご案内
<p>スポーツ補償は様々なスクール（教室）およびイベント参加における様々なリスクに備える制度です。本制度は傷害補償と賠償金補償制度の2つで構成されます。</p> <p>傷害補償制度は、スクール（教室）およびイベント参加中に参加者がケガをしましてしまった場合、および特定疾病になってしまった場合に、補償規定に基づいて見舞金をお支払い致します。</p> <p>賠償金補償制度は、スクール（教室）およびイベント参加者が第三者への法律上の賠償責任を負った場合の賠償金を補償するものです。</p>

傷害補償制度とは

補償内容

スクール（教室）およびイベントに参加される皆様が、教室に参加または某施設までの往復途中に急激な外傷のケガ（天災時含む）または、特定疾病を被られた場合、補償規定に基づいて見舞金をお支払いいたします。

なお、本制度は株式会社スポスル（スポーツアプリ提供会社）を契約者とする補償により運営しております。

（引受補償会社：一般社団法人ジュニアスポーツネットワーク）。

※特定疾病とは、次の疾病をいいます。

急性虚血性心疾患（いわゆる心筋梗塞）、急性心不全等の急性心疾患/くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患/気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患/細菌性食中毒/日射病、熱射病等の熱中症/脳体温症/脱水症

（注）ただし、本補償制度の対象となつた日の直前12ヶ月以内に医師の治療を受け、または治療のために医師の処方に基づく薬薬をしていた疾病と医学的に因果関係のある急性心疾患・急性脳疾患・急性呼吸器疾患はお支払いの対象外となります。

想定事故例

- ・会員がスクール（教室）に参加中、転んでケガをってしまった。
- ・会員がスクール（教室）に参加中、炎天下だったため熱中症で倒れてしまった。
- ・会員が自転車に乗ってスクール（教室）に来る途中、交通事故に遭いケガをってしまった。

見舞金の金額	見舞金の種類	見舞金額	見舞金をお支払いする場合
災害死亡見舞金・疾病死亡見舞金		1,000万円	事故の日からその日を含めて180日以内の死亡
後遺障害見舞金・疾病後遺障害見舞金		最高1,000万円	事故の日からその日を含めて180日以内の後遺障害
入院日額		4,000円	事故の日からその日を含めて180日以内の入院、療養60日まで
通院日額		1,500円	事故の日からその日を含めて180日以内の通院、療養10日まで

賠償責任補償とは

補償内容

スクール（教室）およびイベントに参加され皆様が、その活動に起因して第三者の身体や財物に損害を与えたことにより、被補償者が法律上の賠償責任を負った場合、補償金をお支払いする制度です。

方一下記のような事故を起こしてしまつた際は、速やかにお申し出ください。

なお、本制度は株式会社スポスル（スポーツアプリ提供会社）を契約者、被補償者とする補償により運営しております。

（引受補償会社：一般社団法人ジュニアスポーツネットワーク）

想定事故例

- ・会員がスクール（教室）に参加中、ボールが道路に出てしまい駐車してあった車に傷をつけてしまった。

補償内容	支払限度額
賠償（対人）	1人1億円 1事故5億円
訴訟事故	団体に対して補償適用

見舞金をお支払いする場合		見舞金をお支払いできない場合
傷 害 補 償	対象となる傷害	下記の場合において、スクール（教室）およびイベント参加中に偶発発生した会員のケガまたは特定疾患（注2）（「補償適用の原因（注3）」といたします。）に列挙して、見舞金をお支払いいたします。
	災害死亡見舞金 疾病死亡見舞金	下記のいずれかによって発生した損害に対しては補償金をお支払いしません。 ①会員の故意・重過失 ②会員の自衛行為・闘争行為 ③会員の喫煙・アソビ・光害・電磁波・シンナー等の使用 ④会員の無資格格闘中・誤扱い運転中の事故
	後遺障害見舞金 疾病障害見舞金	⑤戦争・暴動など ※行事開催日の直前12か月以内に医師の治療を受け、または治療のために医師の処方に基づき薬薬をしていた疾病と医学的に因果関係にある急性心疾患・急性呼吸器疾患（最終診断の場合で、継続して2年以上被補償者である者を除く） ⑥野球帽、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節むすみ、タケ潰害、オスグッド病、椎間板ヘルニア、腰痛症、その他急激・偶然・外傷の要件を満たさないスポーツ特有の関節障害や風湿、加齢に伴う物（成体性関節炎、変形性関節症など） ※から打ち傷、擦傷などで、医学的に使用できないもの
	入院日額	補償適用の原因が生じた直後の結果として、①ケガをした日からその日を含めて180日以内に会員に後遺障害が生じた場合、または②特定医療所で公的な後遺障害認定を受けた場合（100%）は、後遺障害の程度に応じて決定します。
	通院日額	補償適用の原因の治療を継続の目的として入院した場合、補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内の入院日額が対象となります。
賠償補償		補償適用の原因の治療を継続の目的として入院した場合、補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内の通院日額に対して、10日を上限とします。
	賠償補償	スクール（教室）の運営管理や運営に起因して、第三者や会員の身体や財物に損害を与えたことにより、被補償者が法律上の損害賠償責任を負った場合に、補償会社が下記補償金をお支払いする制度です。
【用語の説明】		
<p>（注1）被補償者 団体が主催するスクール教室およびイベント参加者</p> <p>（注2）特定疾病 「急性虚血性心疾患（いわゆる心筋梗塞）、急性心不全等の急性心疾患」「くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患」「気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患」「細菌性食中毒」「日射病、熱射病等の熱中症」「脳体温症」「脱水症」をいいます。</p>		<p>（注3）補償適用の原因 会員が受けた次のケガまたは特定疾病 ①団体が主催するスクール行事参加中のケガまたは特定疾病 ②上記以外の行事参加のための往復途上ケガまたは特定疾病（ただし、行事参加を目的として旅行を出發する前に、参加が決定している方に限ります。）</p>